

留守家庭児童対策事業について

1. 事業概要

・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助している。

・令和2年度 117クラブ

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- ①令和2年4月8日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことにともない、厚生労働省の通知に基づき、規模を縮小しての開所を各事業者に依頼。（令和2年6月末まで、家庭での対応が可能な保護者に対してはできるだけ通所を控えていただくよう依頼）
- ②新型コロナウイルス感染症関連加算補助金を創設〔裏面参照〕
- ③放課後児童クラブの各事業者に対して、消毒薬・マスクの配布（4月、5月、8月、11月）

留守家庭児童対策事業にかかる新型コロナウイルス感染症関連加算補助金

項目	概要	補助額
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所加算補助金	小学校の臨時休業等により、春休みの終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための経費	日額 上限 32,000 円
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入加算補助金	小学校の臨時休業等により、春休みの終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から小学生の障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費 なお、小学生の障がい児を 3 人以上受け入れる場合に、上記に加えて必要な専門的知識等を有する者を配置するとき、6,000 円を加算する。	日額 上限 6,000 円 (加算 上限 6,000 円)
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援補助金	小学校の臨時休業等により、春休みの終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、支援の単位を新たに設けて運営するための経費	日額 上限 62,000 円
利用自粛要請に伴う利用料返還補助金	本市からの利用の自粛の要請に基づき、利用者が利用の自粛を行った場合に、事業者が当該利用者に対し返還する利用料相当額（おやつ代・教材費等の実費徴収相当額は含まない）	上限 500 円 (1 人あたり日額)
新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるもの（子ども用マスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等）の購入経費	1 支援の単位あたり 上限 500,000 円 (令和元年度の対象経費の実支出額との合計)
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金	・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるもの（子ども用マスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等）の購入経費、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等の経費 ・感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための研修受講経費 ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超勤勤務手当等	1 支援の単位あたり 上限 500,000 円